

# 重点業種研究開発支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター定款第4条第2号の規定に基づき、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）の事業のうち、鹿児島県から事業委託を受けて実施する重点業種研究開発支援事業での研究開発助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は鹿児島県内に立地して、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者とする。

(助成の対象となる研究開発)

第3条 センターは、自動車、電子、新成長分野関連産業に係る新技術や新製品の研究開発を行う企業に対し、その経費の一部を助成するものとする。  
なお、新成長分野関連産業とは、環境・エネルギー産業、健康・医療産業、バイオ関連産業とする。

(助成対象経費)

第4条 センターが前条の規定により交付する助成金の対象経費は、前条に規定する研究開発に要する経費であって、次の各号に掲げるもののうち、理事長が適当と認めるものとする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
  - (2) 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（ただし、対象となる構築物は、簡易なものに限る。）
  - (3) 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
  - (4) 外注加工・検証等に要する経費
    - ア 研究開発に必要な原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費
    - イ 技術課題の解決のために公設試験研究機関等の外部機関に分析・検査等を依頼する場合に、当該支援機関に支払われる経費。ただし、当該機関が購入する機器・設備等は対象としない。
    - ウ 当該研究開発を自ら行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合に技術者等に支払われる経費及び産業財産権（工業所有権）の導入が必要となる場合に、所有権者等に支払われる経費（実施許諾料等）
  - (5) 直接人件費 研究開発に直接従事する者（支援企業と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。
  - (6) 特許取得費 助成事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できる場合に限り、当該研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化に当たり必要となる特許権の取得に要する弁理士の手続代行費用等とし、助成対象経費総額の3分の1を超えない額までとする。ただし、特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は、補助対象としない。
  - (7) 研究費 企業は、大学等教育機関及び公設試と研究ができることとし、当該研究に係る必要経費について企業が支払った分を補助対象とすることができる。
  - (8) その他必要と認められる経費であって、理事長が認めるもの。
- 2 助成金の交付対象期間は、一研究開発につき2か年度以内とする。  
ただし、研究開発の実施期間が2か年度にわたる場合は、初年度の実施状況の審査を踏まえた上で次年度の支援を決定するものとする。
- 3 助成金の交付限度額は、一研究開発につき単年度400万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、重点業種研究開発支援事業助成金交付申請書（重点－1号様式）をセンターに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 センターは、前条の規定により申請書が提出されたときは、別に定める研究開発審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聞いて助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は重点業種研究開発支援事業助成金交付決定通知書（重点－2号様式）により行うものとする。

2 センターは、助成金の交付の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(計画変更の承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合は、計画変更承認申請書（重点－3号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査委員会の意見を聞くものとする。

(1) 助成金交付の対象となった研究開発（以下「助成事業」という。）の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 助成金交付の対象となった経費（以下「助成対象経費」という。）の配分等を著しく変更しようとするとき

(3) 前2号の著しく変更しようとする場合とは、次に定める場合以外のときとする。

ア 助成目的及び助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の規格の変更その他助成事業の細部の変更をする場合

イ 助成事業に要する経費の配分のうち各費目区分ごとの2割以内の変更をする場合

(4) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認を行なう場合、変更承認のみを行なう場合は変更決定通知書（重点－4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行なう場合は変更交付決定通知書（重点－5号様式）により行なうものとする。

3 センターは、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付することができるものとする。

(事故の届け出)

第8条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに事故届出書（重点－6号様式）をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査委員会の意見を聞くものとする。

(状況報告)

第9条 センターは、必要に応じ状況報告書により、助成事業者に対し助成事業の遂行の状況について報告を求めることがある。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに実績報告書（重点－7号様式）に関係書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 センターは、前条に規定する報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に交

付確定通知書（重点－8号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第 12 条 前条に規定する通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（重点－9号様式）をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、特に必要があると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内において、助成金を概算払により交付することができる。

3 前項に規定する概算払を受けようとする者は、概算払申請書（重点－10号様式）及び助成金交付請求書（重点－9号様式）に関係書類を添えてセンターに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 センターは、助成事業者が、助成金を他の用途に使用し、助成事業に関して助成金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等もしくはセンターの指示に違反したときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 センターは、第1項による取消しをした場合においては速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 14 条 センターは、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 センターは、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 15 条 助成事業者は、第13条第1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

4 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

5 センターは、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

6 助成事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 助成事業者は、助成事業により取得した財産であって取得価格が 50 万円以上のものを処分しようとするときは、財産処分承認申請書（重点－1 1 号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過した場合又は第 15 条及び第 22 条の規定により助成金の全部に相当する額を返還する場合はこの限りでない。

- 2 前項の承認申請があった場合、センターは財産処分決定通知書（重点－1 2 号様式）により通知を行なうものとする。
- 3 助成事業者は、第 1 項に規定する承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、別に定めるところによりセンターにその収入の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(事業化状況報告等)

第 17 条 助成事業者は、助成事業の実施成果の事業化に努めなければならない。

- 2 助成事業者は、実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年当該助成事業の実施成果の企業化の状況についての事業化状況報告書（重点－1 3 号様式）をセンターに提出しなければならない。
- 3 前項の事業化状況報告書の提出は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 20 日以内に行なわなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第 18 条 本事業に係る研究開発を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その帰属先は、以下の項目を遵守することを条件に、原則として助成事業者とする。

- (1) 知的財産権に関して出願及び申請の手続きを行った場合、遅滞なくセンターに報告すること
  - (2) 鹿児島県が公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、鹿児島県に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること
  - (3) 当該知的財産権を県内において相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合、鹿児島県が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと
- 2 前項の規定にかかわらず、第 7 条に規定する実績報告に係る納入物の著作権は、ソフトウェア等の著作権を除きすべて鹿児島県に帰属するものとする。

(証拠書類の保管)

第 19 条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。